

令和5年塩尻市議会3月定例会

総務産業常任委員会会議録

○日 時 令和5年3月8日（水） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第2号 塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 塩尻市会計年度任用職員給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 農業委員会委員の任命について

議案第14号 市道路線の廃止及び認定について

○出席委員

委員長	中野 重則 君	副委員長	赤羽 誠治 君
委員	牧野 直樹 君	委員	柴田 博 君
委員	中村 努 君	委員	青柳 充茂 君
委員	横沢 英一 君	委員	篠原 敏宏 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君		

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから3月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員が出席されております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、総務産業常任委員会を開催いただきまして、誠にあり

がとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。日程について副委員長から説明をいたします。

○**副委員長** 皆さん、おはようございます。本日は、各議案の審査を行います。委員会終了後、議会側案件による協議会を開催する予定になっております。なお、視察等の予定はありませんのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願い申し上げます。

議案第1号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**建築担当課長** それでは、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案関係資料の1ページを御覧ください。

1、提案理由ですが、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が、令和4年11月7日に改正されたことに伴い、必要な改正をするものです。

2、概要ですが、低炭素新築物新築等計画の認定について、共同住宅等の手数料の区分を改めるものや、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等について、誘導仕様基準による審査に係る手数料の額を定めるものとなります。低炭素建築物新築等計画の認定制度については、都市における二酸化炭素の排出を抑制することを目的とした、都市の低炭素化の促進に関する法律が平成24年12月に施行され、都市を構成する建築物についても二酸化炭素の排出を抑制するために断熱性能やエネルギー消費量等の認定基準や、節水への取組、緑化対策、木造建築物の建築等の選択基準を満たす、市街化区域内の建築等の計画について認定する制度となっております。

また、もう1つ、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定については、建築物のエネルギー消費性能基準への適合性を確保することや、エネルギー消費性能のさらなる向上を促進することを目的とした建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が、平成28年4月施行され、低炭素建築物の認定と同様に、建築物の断熱性能やエネルギー消費量等の認定基準を満たす建築等の計画について認定する制度となっております。今回の省令改正により、共同住宅については計算等の合理化のために、住居単位から棟単位に変わりました。また、今まで断熱性能等を屋根や外壁、サッシ等の各部位ごとに、それぞれの面積や熱の逃しやすさ等を計算して積み上げ、建築物全体で誘導基準の数値以下になるように計算していましたが、屋根、外壁など部位ごとに誘導する数値が今回の改正で設定され、各々計算せずに設定された数値以下の断熱材等を用いれば、全体での計算をする必要がない誘導仕様基準というものが新たに加わりました。

改正内容については、新旧対照表で御説明しますので2ページを御覧ください。2ページから8ページ中段ま

での別表第4が、都市の低炭素化の方針に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査手数料となります。2ページの1の項が、当初に認定申請をする場合となり、その横の(1)のイの項が、共同住宅の手数料の項目になります。こちらが棟単位で認定申請するようになったため、共用部分がなくなり、戸数から共用部分を含めた床面積の区分けとなります。

次に3ページ、(2)アの(ア)の項が新たに加わった誘導仕様基準による手数料となります。その下の(イ)の項が、今までの全体計算による手数料となります。下段の(イ)の項につきましても、(ア)と同様に誘導仕様基準と全体計算を分けた手数料となっております。

4ページ、中段、ウの項につきましても、住宅以外の建築物の手数料になります。(ア)の項が、国で定めた簡易計算の方法による手数料となりまして、(イ)の項が、今までの詳細計算法による手数料となります。

4ページ下段から7ページまでの2の項、こちらが認定後に変更を申請する場合となります。2の項につきましても、1の項と同様の構成となっております。

続きまして7ページ、こちらの備考欄になりますけれども、1及び2につきましても、一つの申請の中で2棟以上ある場合を整理したものになります。3につきましても、変更の場合なのですけれども、内容が新たに1棟を追加するような変更内容の場合となります。

4につきましても、一つの建築物の中に住宅と住宅以外の用途が混合している場合、複合建築物になりますけれども、この場合を整理したものとなります。

続きまして、8ページ中段から12ページまでの別表第5が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る審査手数料等になります。

9ページ、4の項が一番最初に認定申請をする場合となりまして、その横の(2)アの(ア)の項が、新たに加わった誘導仕様基準による手数料となります。その下、(イ)が、今までの全体計算の手数料となります。下段、イの項につきましても、アの項と同様に誘導仕様基準と全体計算を分けた手数料となります。

10ページ、5の項が認定後に変更する場合となりまして、5の項につきましても4の項と同様の構成となります。

次に11ページの6の項、あと12ページ、こちらの備考欄の改正につきましても、項ずれ等を整理したものとなります。

以上が主な改正内容になりますが、改正となる手数料の金額や区分け等につきましても、長野県手数料徴収条例に倣い、県条例金額と同様となっております。

1ページ、一番下の4、条例の施行等ですが、令和5年4月1日から施行するものとなります。私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○柴田博委員 概要のところに書いてある(1)と(2)のところ、それぞれ認定された場合にはどのようなメリット等があるのか、分かりやすく説明してください。

○建築担当課長 まず、低炭素建築物新築等計画の認定のメリットにつきましても、住宅ローンを組む場合の所得税の住宅ローン控除、こちらが上限で182万円ほど上乗せできるという形になります。あとプラスで登録免許税、新築に関わるもので登録免許税の軽減措置があります。もう一つの建築物性能向上認定のほうのメリットに

つきましては、先ほどの所得税の住宅ローン控除がありまして、上限がありその金額が若干低いのですけれども、上限で136万円ほど上乗せができるという制度となっております。以上です。

○柴田博委員 それぞれ認定を受けた場合には、その手数料を払っても認定を受けたほうがメリットは大きいということですか。

○建築担当課長 こちらの目的が、あくまでもエネルギーの消費を減らそうという目的が一番の大本となっておりますので、長い目で見れば、やはりいいものをつくって長く使う。あとは二酸化炭素の排出というところがあります。ただ、実際の認定時の手数料、業者にお支払いする金額等を考慮すると、一概にそこまでという形になるかは分からない状態です。

○柴田博委員 もう1点、これが改定された場合には、市として手数料の増減についてはどんな試算になるのでしょうか。

○建築担当課長 こちら、過去の申請件数なのですけれども、低炭素建築物につきましては、毎年1件あるかないかという状態です。ですので、それが7,000円で、全部今までが戸建住宅のみになります。それが7,000円から今回5,000円になりますけれども、年間で2,000円くらい。建築物エネルギー消費性能向上認定についても、やはり毎年1件あるかないかくらいという形で、手数料収入とするとその程度の違いとなります。

○柴田博委員 それは、認定件数が少ないというのは、それに該当するような住宅はあるけれども認定していないのか、それとも認定されるような住宅そのものが今の時点ではあまりないのか、その辺についてはどうですか。

○建築担当課長 今は、かなり性能のいい住宅が出てきているのですけれども、国の補助金などの要件についているというときに大体皆さん、こういう認定申請をしますので、うまく使ってもらえるところが難しくなるのかなど。皆さんが本当に使うかとなると、なかなか疑義が生じております。

○柴田博委員 聞きたかったのは、今、実際に認定されるような住宅があっても申請をしていないのか、それとも、そもそもそういう住宅がないので申請がないのか、その辺は今のところどちらでしょうか。

○建築担当課長 恐らく、認定できる住宅はあると思います。ただ、やはり皆さん当初の手数料のことをいろいろ考えながらなので、実際は少ないのではないかと感じております。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

○中村努委員 ここ最近で、この新築住宅の中で大体この認定を受ける傾向というのは、大ざっぱに言うと増えているのかそんなに増えていないのか、その辺はいかがですか。

○建築担当課長 ここ数年では、増えていないです。横ばいか、もしくは逆に言うと少なくなっている形になります。

○中村努委員 そうすると、多分建てられる方は、こういう中身というのは知らないと思うのです。住宅会社がいろいろ考えていると思うのですが、この設備をすることによって全体の住宅の建設のコストが上がってしまうというようなことがあって、なかなか進まないと思うのですけれども、そんな認識でよろしいですか。

○建築担当課長 今、委員のおっしゃるとおり、コストが上がる、これは確かにあると思います。あと、例えば各メーカーごとにそれを満たした住宅をつくっていたとしても、やはり先ほどの申請の手間とかで、少なくなっている状態ではないかなと思っています。

○委員長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第1号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第2号 塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第2号塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第2号塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、議案関係資料13ページをお願いいたします。

1の提案理由につきましては、市長マニフェストにあります保育士の安定した確保で保育サービスの質の充実を図ることを目的に、保育所に勤務する職員の処遇改善を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですけれども、新たに保育業務手当を新設するものです。手当設置の背景といたしましては、保育士不足が全国的な課題となっている中で、本市におきましても人材の確保に毎年苦慮しているところです。そのような中で会計年度任用職員の保育士については、平成29年と令和4年に月額報酬の引上げのほか、時給の引上げも直近では令和元年、令和4年にそれぞれ行い、処遇改善に努めてきているところです。今回は、さらに保育現場で働く正規職員及び月給制の会計年度任用職員を対象に、手当を支給することにより少しでも処遇の改善につながるように対応するものです。

1つ飛びまして4の条例の施行等につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

3の新旧対照表につきましては、14ページにありますけれども、こちらで新たに保育業務手当月額1,500円を追加するものです。説明は以上となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 確認なのですが、会計年度任用職員も同様の扱いという理解をしているのですが、月額になっていますけれども、いわゆる今までで言う臨時職員、そういう方の月額も同様ということですか。

○総務人事課長 基本的には、月給で払っている人を対象としております。それ以外のパートのような形の方につきましては、来年度、新年度予算の中で時給を少し高めに設定をさせていただいて、その中で対応させていただきたいと考えているところです。

○中村努委員 分かりました。なかなか答えづらいと思うのですが、この改正で職員のモチベーションは上がっていると感じていますか。

○総務人事課長 ないよりはいいと思います。ただ、やはりなかなか難しいところでありまして、いろいろな手当とも比較いたしまして、福祉業務手当では月額2,500円がありますので、その辺をベースに業務の内容等を加味しまして1,500円にさせていただいているところです。以上です。

○篠原敏宏委員 特殊勤務手当という条例の改正ですが、本質的な部分に関わるのではないかと思います。何かというと、保育業務は特殊勤務かどうか。意味が違うのではないかと私は思います。資格があつて資格職です。資格職の待遇水準が合っているかどうかというのは本給でやるべきで、この1,500円の特殊勤務手当、金額のどうこうがありますが、本質的にこれは違うのではないかと思います。特殊勤務かどうかの見解はどうですか。

○総務人事課長 この点につきましては、昨今報道でもありますように、例えば、園児のバス置き去りですとか虐待問題といった保育現場の課題は、非常に多様化しております。そういった中で、かつ程度も深刻化しております。業務の特殊性というのが認められるのではないかと考えております。現に全国の自治体においても、保育業務手当を特殊勤務手当と位置付けて支給している団体が増えている状況があります。

また、これにつきましては、条例で規定できる裁量があると考えているところです。こういった点を踏まえながら、今回は市長マニフェストにあります保育士の安定した確保で、保育サービスの質の充実を図ることのために、処遇改善を図ることを目的に当該手当を新設するものです。

仮に月額給にいたしますと、基本的には一般職の職員については人事院勧告に沿って行いますので、引上げ等はできないということで、そこで会計年度任用職員との差がまたできてしまう。同じ職場において差が出てしまうので、そういったことも避けたいという意味もありまして、今回手当を支給するものです。以上です。

○篠原敏宏委員 本給の改定というのは、今ある条例と制度の中で私はできるのではないかと思います。一つ聞きますが、昔、給料の調整額の制度がありました。今それは、法律あるいは地方自治法上、どういうふうになっていますか。歴史的な経過も含めて。

○総務人事課長 調整額等については、今、塩尻市では使っていないという状況でありますので、そこで私どもはその辺は使わないということで対応しております。

○篠原敏宏委員 市の一般職の給与条例の中に、給料の調整額という項目はありませんか。

○総務人事課長 ありますけれども、そこに加えますと、全体的に支給額がかなり増えてくるのではないかと、今度は会計年度任用職員との差が出てきてしまいます。今、手当につきましては、先ほど申しましたとおり福祉業務手当とのバランスを見て対応しておりますので、そういったところで調整手当で支給、そこにいれていくとなると、差が開いてしまうのではないかと感じておりますので、今のところ予定しておりません。

○篠原敏宏委員 差が開く、開かない、それは現場的な計算の問題であつて、制度的には、本給を給料の調整額という制度で調整できるようになっているのです。塩尻市が、今それを使う業務だとか職種があるかどうかは、現在の職員体制や職制の問題であつて、それが今回の問題で新しく出てきたのなら、これを使えばいい。この条例改正は多分いらないと思いますし、そこで今、課長が言われる前後の関係とか非常勤との関係があつたら、金額や率の調整をすればいいのです。この制度はそうになっているはず。

本来はこれを使うべきなのと、もう一つはベースアップが今、言われていますが、本来的に保育士が足りていないといったら、ベースアップを基本に考えるべきだと。それでその中で、現行の等級と号俸の調整が必要だったら給料の調整額で調整ができる。これは、もちろん手当に跳ね返ります。ですから、その影響額は当然計算し

なければいけないので、それが非常勤の皆さんとバランスをとるかどうかは、これは考え方と計算の仕方によるので、予算で提案していただければできるのではないのでしょうか。

○総務人事課長 おっしゃることも十分理解できます。ただ、市長のマニフェスト、話の中で、しっかり見える形で出していきたいということがありました。そうしますと、調整額の中で入れてしまうと、非常に見えにくくなって、増えているのかどうなのかが実感できないこともありますので、あえてここで手当として出させていたというということもあります。以上です。

○篠原敏宏委員 それは、この条例をどう改正するかということとは別問題だと思います。市民に対して、あるいは職員に対して先ほどモチベーションの話がありました。モチベーションが上がるようにといたら、ちゃんと説明をしっかりとっていく。市民には、予算がそこに相当分使われることの理解をしっかりと求める。こういったことをやればいいわけで、塩尻市は保育士の基本給が高いですよというメッセージが社会に伝わるはず。調整額を上げるということは、そういうことですので。塩尻市の保育士はベースが十分に足りる、あるいは、そこに市はしっかり手当をしている、こういうメッセージが調整額をつけることでちゃんと反映されるし、そうしていかなければいけないのではないのでしょうか。いかがですか。

○総務人事課長 塩尻市の会計年度任用職員で言いますと、技術専門職の給与というのは非常に高い状況ですので、決して他市と比べて劣っているということではないと思いますので、新たに手当を支給したというところで、非常に分かりやすいかと感じております。以上です。

○篠原敏宏委員 ですから、その分かりやすさで特殊勤務手当という名前を私は使うべきではないと思います。本質論から言ったら外れるのではないかと。特殊勤務ではなくて保育士が日々、どの職員も、みんな子どもに対して、あるいは園の中でやらなければならない業務、これは特殊ではない。本来的に、保育士の資格を持った方は、みんなやらなければならない業務。これを特殊勤務手当と言ったら、これは違うのではないですか。そういう意味です。そういう検討はされましたか。

○牧野直樹委員 今、その給与体系の話をして仕方がないことで、例えば、保育士の採用が一般職で採用しているもので、給料表は当然人事院勧告に従ってやっているもの。根本的に変わるなら、保育士の採用を専門職の採用にして、給料表の枠を1つ作り直せば簡単な話だと思う。今みたいな問題も出ないし、調整額とか、わけも私もよく分からないのだけれども、そんなものがあるかどうか分からないのだけれども。そのほかに差別をして、保育士に対して待遇を改善するとなると特殊勤務手当しか持っていくところがない。なので、私はこれがいいとは思。だって、保育士なので。

○篠原敏宏委員 そんなことがないから、今、質問をしている。

○牧野直樹委員 だから、今やったって、できないものはできないので仕方がない。一般職でやって人事院勧告を尊重していれば。その調整額はどこにあるのか、調整額は。

○篠原敏宏委員 調整額は関係ない。市町村によって。

○牧野直樹委員 教えてもらえばいい、人事課は。委員からやり方を教えてもらって。調整額はどうやってやるか教えてもらって、できるようだったらやればいいし、篠原委員が言うようにできない、あくまでも特殊勤務手当で行くなら行くと、はっきり言ってしまえばいい。

○篠原敏宏委員 今、牧野委員が言われるようにはできないですか。このことは。

○**牧野直樹委員** できないって言えばいい。簡単なことでしょう。

○**総務人事課長** 調整額でできないことはありません。ただし、先ほどから申し上げているとおり、目に見える形で出したいということで、これは議論を重ねてきた結果ですので、そういった形で特殊勤務の中で対応させていただきたいと考えているところです。

○**柴田博委員** この金額ですけれども、会計年度任用職員の保育士の報酬月額に対しては何%ぐらいになるのですか。

○**総務人事課長** 1%ほどになると思います。月額、会計年度任用職員の1年目が19万1,200円ぐらいです。

○**柴田博委員** 目に見える形で、塩尻市の保育士さんはこういうふうによ遇されていますという形で見せるには、先ほど中村委員の話もありましたけれども、少ない金額ではないかと思うのですが、ほかの福祉との関連もあるということですが、もう少し上げられるということにはならなかったのでしょうか。

○**総務人事課長** いろいろ考えてはおりましたが、やはり、まず先ほど申し上げたとおり、福祉業務手当が月額2,500円ということで、これは中央包括センターですとか生活保護の関係、それを担当している非常に重いケースワークに対する職員に対して使用しているものでありまして、これと比較したときにどうかということが、まず1点。もう一つが、県内の自治体とのバランスということもありまして、今、保育手当ということで軽井沢町が主任保育士に対して支給をしております。これが1,500円。これを基本的にベースに考えさせていただいたということです。それ以外、県内で行くと、保育士に特化した手当というのは今のところない状況です。それと、あともう一つは、中長期的な財政の関係でシミュレーションをしていきますと、そういったことのシミュレーション等との連携を図って、持続可能な財政運営をしていくというようなことも考えつつ、1,500円というところに落ち着いたところです。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** 一般的に塩尻市は地域手当が他市より高いと思いますが、保育士も同様に地域手当はついているわけですか。

○**総務人事課長** 一般職につきましては、同じ率でついております。

○**中村努委員** そういうことで、通常でも他市と比較して条件はいいというように聞いてはいます。保育士に限らず。その中で、やはり今回の条例改正の目的というのは、要は保育士の離職を食い止める、保育士の成り手を確保するというのが目的の条例改正だというように考えていますので、この金額で、私は効果が出るのであれば、どういう形態であっても、それほどこだわる必要はないとは考えています。

○**委員長** 何か御意見はありますか。よろしいですか。ほか、いかがですか。

では、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

○**篠原敏宏委員** 私は、へ理屈で、これをやるつもりもないし、一般的に条例で、この決め方でいいのかという素朴な疑問で先ほどの話をいたしました。理屈に合う、合わないは、中村委員が言われるような考え方とか、収め方というのも一つでしょうが、特殊勤務手当に関する条例という、議決が必要な条例をこのような形でやるというのは、他市がこの手当をやっていないという理由もそこにあるのではないかと。

塩尻市が特殊勤務手当に保育業務の手当を入れて出した場合、一定のそういった議論も生まれるのではないかと。

というふうに私は思います。もう一度、これは検討して。処遇を改善するのは多いにやるべきでありますし、そのことを職員、あるいは市民にしっかりPRするべきこと。市長マニフェストは、それをするというので、この条例改正をするという、特殊勤務手当をつけるということではなかったと私は思います。ですから、塩尻市が後で恥をかくような条例改正は、私は厳に慎むべきだと、私はそう思います。

○委員長 自由討論の中での御意見でありますので、参考にしていただけたらというふうに思います。

ほかにありますか。次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号塩尻市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第3号 塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第3号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 引き続きまして、議案第3号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例です。

議案関係資料15ページ、1の提案理由ですが、全国的に最低賃金のベースアップが見込まれる中、月額給の会計年度任用職員の処遇改善を行うことに伴いまして必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、会計年度任用職員の報酬等については、一般職の職員の給料表とは別に会計年度任用職員用の給料表を用いておりましたが、これを一般職の職員の給料表に併せて引上げを行うものです。

4の条例の施行等につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

3の新旧対照表につきましては、16、17ページ、第4条第2項におきまして、パートタイム会計年度任用職員の報酬を、現行では一般行政事務と教諭、学校講師等に分けてそれぞれ別表を用いておりましたが、改正案につきましては一般職の職員の給料表の1級を準用することとしております。それに伴いまして、現行の別表第1、第2を廃止するものです。説明は以上となりますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

○柴田博委員 概要のところ、併せて引き上げるものだというふうに表現されているわけですが、どのくらい引き上がることになるのですか。

○総務人事課長 全種で平均しまして8,600円ぐらいの引上げを予定しております。

○委員長 いいですか。ほかに。よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案に対する討論を行います。ありませんか

[「なし」の声あり]

○委員長 ないので、採決を行います。議案第3号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第11号 農業委員会委員の任命について

○委員長 続きまして、議案第11号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。説明を求めます。

○農業委員会事務局長 それでは、議案第11号の農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

議案関係資料56ページ、現在の農業委員の任期が令和5年3月19日をもって満了となります。塩尻市農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律及び塩尻市農業委員会の委員の任命に関する規則により、農業委員候補者を決定し、市長が議会の同意を得て農業委員として任命することとされております。農業委員の定数です。これにつきましては、塩尻市農業委員会の委員の任命に関する規則第2条におきまして19名と定められております。

次に、農業委員の応募者です。これにつきましては、昨年11月1日から11月30日までの期間で、市ホームページと広報で募集を行いましたところ、地区推薦による応募が17名、団体推薦による応募が2名、計19名の応募がありました。

次に、農業委員の資格等の要件です。任命に当たっては、次の要件があります。まず、要件の1です。認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならないということで、これは、法第8条第5項に定められております。今回の応募者19名のうち11名が認定農業者であることを確認済みですので、過半数を占めております。

次に、要件2です。農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しないもの、いわゆる中立委員が含まれるようにしなければならないということで、これは、法第8条第6項で定められております。今回は、団体推薦の1名が、これに該当いたします。

次に要件の3です。委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならず、女性や青年就農者の積極的な登用が求められております。これは、同法8条第7項で定められているところです。今回の候補者の内訳としましては、女性3名、青年就農者ゼロ名となっております。

次に要件の4です。法第8条第4項には、法令に規定する欠格条項に該当しないこととされております。応募者19名につきましては、この欠格条項に該当しないことを確認しております。

以上のとおり、応募者全員の資格審査等を行い、昨年12月9日に選考会を開催いたしました。選考会では農業に関する知識、識見、意欲等を判断基準としながら、地域性にも配慮し選考を行った結果、別紙19名を農業委員候補者として決定いたしましたので、議会の同意を求めるものです。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますでしょうか。

- 柴田博委員 農業委員の任命方法が今回のように変わってから、今度で何期目、何回目になりますか。
- 農業委員会事務局長 平成 28 年に農地法が改正になりまして、前回から、公選法から市長の任命制度が変わって 2 期目ということになります。
- 柴田博委員 変わる前のときから見て、再任の方の中で、最長で何期ぐらいやっている方がいらっしゃいますか。
- 農業委員会事務局長 現在、最長で 3 期目の方が、2 人おられます。
- 柴田博委員 今回で 3 期目ですか。今 3 期目、今度 4 期目ということですか。
- 農業委員会事務局長 今度で 3 期目になられる方が 2 人おられます。
- 委員長 よろしいですか。ほかに。
- 中村努委員 団体推薦以外の方の応募状況は、くだけた話、実際に手を挙げて応募してくださった方なのか、お願いして定数に満たしたという状況なのか、その辺はいかがですか。
- 農業委員会事務局長 今回の応募方法は、団体推薦と地区推薦と個人の応募、その 3 種類があります。応募はゼロ名でした。団体推薦は 2 名ということで。地区推薦につきましては、最初に地区の区長会へ赴きまして御依頼を申し上げたということです。あとは、農業委員の場合の選出方法につきましては、各地区ごとにいろいろな事情がありまして、区ごとに地区の順番、回り順でやっているところもあれば、推進委員が次に今度農業委員が格上げになるとか、いろいろな形態がありますので、そこにつきましては区にお任せをしていますので、区長会をお願いをしたということになります。以上です。
- 中村努委員 そうすると、最終的に名前が挙がってきた段階では、もう定数ちょうどという状況だったわけですか。
- 農業委員会事務局長 そのとおりです。
- 委員長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。よろしいですか。
- それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。
- 〔「なし」の声あり〕
- 委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか
- 〔「なし」の声あり〕
- 委員長 ないので、採決を行います。議案 11 号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 委員長 異議なしと認め、議案第 11 号農業委員会委員の任命については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。次に進みます。

議案第 14 号 市道路線の廃止及び認定について

- 委員長 続きまして、議案第 14 号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。
- 建設課長 それでは、議案関係資料 79 ページからの議案第 14 号市道路線の廃止及び認定についてお願いいたします。

提案理由ですが、市道路線の廃止及び認定について道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、1路線を廃止しまして、新たに3路線を認定するものです。

まず、廃止して、新たに認定し直す路線ですが、工業会館北線です。場所につきましては、81ページ、塩尻消防署の南側、高原通りの桔梗小学校入口という交差点がありますが、その西側になります。民間の開発事業で宅地造成、概ね11区画の造成がありまして、これに併せまして、資料81、82ページを比較していただくと確認いただけますが、この開発に伴いまして市道の終点が変わります。したがって、旧路線の市道61メートルを一旦廃止いたしまして、新たに91メートルを認定するものです。認定する道路の幅員は6メートルとなります。また、この道路の雨水排水につきましては、既存にあります浸透ますでの処理となります。

79ページ、下の表、次に認定する路線は、路線番号3586号、広丘南保育園東線です。場所につきましては、83ページ、広陵中学校の西側になります。現在、工事を進めております（仮称）歯科大東交差点からつながっていく道路として今後整備を進めていく道路ですが、こちら国の補助事業を市では活用して道路工事を進めておりますが、その国の補助事業を採択するのに用地買収ですとか、整備前に市道認知することが条件となっておりますので、現在、一部分が市道認定をされておられませんので、その部分の認定をお願いするものです。認定する道路の延長は155メートル、道路幅員は、ちょうどカーブが入りますので9.5メートルから10.5メートルとなります。また、この道路の雨水排水については、道路改良に併せて調整池等を築造し雨水の処理を実施していきたいと現時点では考えております。

続いて、80ページ、次に認定する路線は、路線番号5415号、下西条町区支線です。場所につきましては、84ページ、塩尻中学校の南東側、塩尻町の一本木公園があり、こちらの南側になります。こちらは、最近になって道路ができたり所有が市に移ったりという理由ではありませんが、40年ほど前に住宅地の開発工事があった際、できた道路ですけれども、幅員ですとか側溝整備、舗装構成など市道の認定の基準に沿った形で造られておりましたが市道認定はされておませんでした。今回、地元の町区の要望事項として、市道認定し将来にわたっての道路の担保と適切な維持管理をお願いしたいとの地元要望がありましたので、今回、市道認定を行うものです。認定する道路の延長は141メートル、道路幅員は4.4メートルから6.4メートルとなります。

以上が市道路線の廃止及び認定についての説明になりますが、参考といたしまして、80ページにありますとおり、今回、認定することによりまして市道の路線数は2路線増の2,551路線、総延長距離は326メートル増の89万8,640メートルになります。以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○副委員長 1点、お願いしたいのですけれども、3586ですが、これについてはいいのですが、この先線が非常に幅員が狭いのです。御存じだと思いますけれども、この辺は、最終的に拡幅して行って広陵中学校の前を通すという、そういう予定なのか、それとも先線も併せて今後拡幅というか、この幅員9.5メートルになっていますが、最低そのぐらいにするのか、その辺の考え方があれば教えてください。

○建設課長 こちらの道路につきましては、今、市で実施計画等に載せまして、歯科大の東の交差点から広陵中学校の西側に延びてきて、JRの踏切と言いますか、堅石の中町の交差点から延びてくる道路ですが、そこに至るまでの910メートルをこの幅員で、車道が7.5メートル、歩道が2メートルというような形で、通学路も

兼ねて整備しておりますので一体的な整備をする予定であります。

○副委員長 幅員ですが、現在ある広陵中のすぐ西側の道路に回していくと、そういう形の考え方でよろしいですか。

○建設課長 おっしゃるとおりです。それと併せまして、今、郷福寺の西側の道路、こちらも保育園の通園に使われる道路になっておりますけれども、こちらも改良に、全く併せてではありませんけれども、現在も一部分の整備を、拡幅工事を進めているところです。以上です。

○副委員長 この終点のところから、広陵中学校のところまで行く、右に右折する、ここは拡幅する予定で考えていいということですか。現在もかなり狭いですが。

○建設課長 今、3586の路線がありますけれども、今、認定するなら、この155メートルの終わりというところで、そこからまださらに北側へ、今回、今後も拡幅して整備を進める。

○副委員長 曲げるのではなくて。

○建設課長 はい。

○副委員長 分かりました。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

○柴田博委員 84ページの5415ですけれども、今までも道路として使用されていたということですが、今、既設の道路の舗装ですとか側溝ですとか、そういうのは地権者の方が行ったということなのですか。

○建築課長 こちらの道路につきましては、昭和50年を少し過ぎた頃に開発行為がありまして、その際に開発行為の業者が造られたものを市に帰属をいただいておりますので、その後の修繕とか側溝の整備等は市が行っていたところです。市の管理道路として、市が管理していたところです。

○柴田博委員 そうすると、今まで市道に認定しなかったというのは、何か理由があるのですか。

○建築課長 市で認定しなかった経緯を今回調べたのですけれども、具体的な経過というものが、はっきり分かりませんでした。恐らく、本来認定してもおかしくない道路なのですが、何らかの理由で欠落してしまっていたものと考えております。

○柴田博委員 今回、それがはっきり分かったので市道にするということですか。

○建築課長 そうです。市道に認定する基準を満たしている道路ということでもありますし、市道認定することによりまして、今後、災害等で道路の損傷等があった場合には国の補助金等を使って復旧事業等が賄えますので、こういった市道の基準を満たしているものに関して、欠落されているものに関しては分かった時点で認定しているような場合があります。

○委員長 よろしいですか。ほかに。よろしいですか。

○中村努委員 ほかにもそういうところがあるかどうかというのを、何かチェックというか、調べる方法というのはあるのですか。本来市道認定すべきところが、されていないところが調べ出せるというか、そういうものはありますか。

○建築課長 市道については、現在市道になっているものに関しては、道路台帳を使って、幅員ですとか、情報がしっかりしているので管理ができるのですけれども、そうでない場合に関しては、全ての構図を洗い出して幅員等とか現地での道路構成とかを調べるというようなことをすれば洗い出しはできると思うのですけれども、現

在、私どもが持っているツールで、すぐに欠落している部分がどこかというのは、なかなかすぐに洗い出しすることは難しいということです。

○中村努委員 使っている方からすれば、その辺の区別というのはつかないと思うのです。毎回のように、損害賠償の話が出てくるではないですか。やはりそういうところで何かあったときに、当然、市の保険で使えないと思うのです。ですので、方法がなければ仕方がないのだけれど、そういうことがないようにしていただきたいけれど、何か対策を考えていたらお願いします。

○建築課長 まず、道路の損害賠償につきましては、市道認定をしていない道路においても市の管理道路になれば損害賠償の保険が利くものですから、市の対応で市にかしがあった場合には対応いたしております。それと道路の認定につきましても、開発行為ですとか建築確認等が挙がってきた場合には、その隣接する道路の形状等が挙がってまいりますので、その中でも市道認定等から欠落しているような案件については、その時点で、また対策を検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了いたします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 14 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 14 号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申上げました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案どおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、3月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 00 分 閉会

令和5年3月8日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印